

龍ヶ崎市告示第313号

龍ヶ崎市感震ブレーカー等設置費補助金交付要綱を次のように定める。

令和8年 9月18日

龍ヶ崎市長 萩原 勇

龍ヶ崎市感震ブレーカー等設置費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地震発生時における電気に起因する住宅からの出火を防止するため、感震ブレーカー等を新たに購入し、その居住する住宅に設置する者に対し、予算の範囲内において龍ヶ崎市感震ブレーカー等設置費補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、龍ヶ崎市補助金等交付規則（平成15年龍ヶ崎市規則第17号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 感震ブレーカー等 一定以上の地震の揺れを感知した場合に住宅内の電気のブレーカーを落として電力の供給を遮断し、電気に起因する出火を防止するための器具のうち、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 分電盤タイプ（内蔵型又は後付型） 一般社団法人日本配線システム工業会の感震機能付住宅用分電盤（JWDS0007付2）の規格で定める構造及び機能を有するものであって、住宅用分電盤に感震装置が内蔵され、又は後付けできるものをいう。

イ コンセントタイプ又は簡易タイプ 大規模地震時の電気火災の発生抑制に関する検討会が定めた感震ブレーカー等の性能評価ガイドラインの性能評価項目を満たしているものであって、一般財団法人日本消防設備安全センターの推奨を受けているものをいう。

(2) 住宅 自らが居住するための住宅（アパート、マンション等の共同住宅及び店舗併用住宅並びに賃貸住宅を含む。）をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、感震ブレーカー等を新たに購入した者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 市内に住所を有する者

(2) 市内の自らが居住するための住宅に感震ブレーカー等を設置する者

2 前項の規定にかかわらず、市外に住所を有する者であって、自ら居住するための住宅を市内に新築し、又は購入したものが感震ブレーカー等を購入した日から6か月（以下「受付期間」という。）以内に同項各号の要件を満たすものは、補助対象者としてすることができる。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、感震ブレーカー等（賃貸住宅に居住する者にあつては、感震ブレー

カー等のうち簡易タイプに限る。)の購入(令和8年4月1日から令和10年9月30日までに購入したものに限る。)及び設置に要した費用とする。ただし、感震ブレーカー等の購入に係る送料、手数料等は、補助対象経費としない。

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、別表の左欄に掲げる年度の区分に応じ、同表右欄に定める補助金の額とし、1回当たり5万円を上限とする。

2 補助金の交付は、1世帯につき1回に限るものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、受付期間内に、龍ヶ崎市感震ブレーカー等設置費補助金交付申請書兼請求書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

(1) 感震ブレーカー等の購入に係る領収書等(商品名、購入金額及び購入年月日の記載があるもの)の写し

(2) 感震ブレーカー等が第2条第1号ア又はイの基準を満たしていることが分かるもの

(3) 感震ブレーカー等の設置場所の写真

(4) その他市長が必要と認めるもの

(補助金の交付決定等)

第7条 市長は、前条の規定により補助金の交付の申請があったときは、速やかにその内容を審査の上、補助金の交付の可否を決定し、龍ヶ崎市感震ブレーカー等設置費補助金交付(不交付)決定通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、速やかに補助金を交付するものとする。

3 市長は、第1項の規定により補助金の不交付を決定したときは、通知書にその理由を付さなければならない。

(補助金の交付決定の取消等)

第8条 市長は、補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助決定者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。

(2) その他市長が補助金の交付の決定を取り消す必要があると認めたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、龍ヶ崎市感震ブレーカー等設置費補助金交付決定取消通知書(様式第3号)により補助決定者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(報告等)

第9条 市長は、補助金の交付に関し、必要があると認めるときは、補助決定者に対して報告を求め、又は調査することができる。

(免責)

第10条 この要綱に基づく補助金の交付は、感震ブレーカー等の設置により地震発生時の住宅の出火及び延焼から生命及び財産を守ることを保証するものではなく、市長は、感震ブレーカー等の設置及びその効果並びにこれらによって生じた損害については、一切の責任を負わない。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この告示は、令和8年10月1日から施行する。

(令和8年度における補助対象者の特例)

2 令和8年4月1日から令和8年9月30日までに感震ブレーカー等の購入をした補助対象者における第3条第2項及び第6条の規定の適用については、第3条第2項中「感震ブレーカー等を購入した日」とあるのは、「令和8年10月1日」とする。

(この告示の失効)

3 この告示は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。

(失効後の経過措置)

4 この告示の失効の日以前に補助金の交付の決定を受けた者に係る第8条の規定は、同日後もなおその効力を有する。

別表（第5条関係）

年度の区分	補助金の額
令和8年度	補助対象経費に3分の2を乗じた額
令和9年度	
令和10年度	補助対象経費に2分の1を乗じた額

備考

補助金の額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。